

青島第七自治会(通称・志太自治会)規約

平成25年5月12日改正施行

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、住民相互とともに、環境の整備、集会施設の維持管理等住みよい地域づくりをし、併せて行政機関、関係団体と協力し、明るく住みよい街づくりに資することを目的とする。

- (1) 本会行事の企画、立案に関する事。
- (2) 会員相互の情報、事務連絡に関する事。
- (3) 会員相互の研修、親睦及び文化の向上に関する事。
- (4) 地域福祉と会員の厚生に関する事。
- (5) 地域防災(地震、火災、水害)、防犯及び交通安全に関する事。
- (6) 地域の生活環境の改善に関する事。
- (7) 会員の体育、健康、衛生に関する事。
- (8) 地域の不燃物回収、ゴミ処理に関する事。
- (9) 集会施設の管理運営に関する事。
- (10) 本会内の苦情及び要望事項の処理と対策に関する事。
- (11) 行政機関、上部組織及び会員の関係諸団体等の相互連絡、協調に関する事。
- (12) その他本会の目的を達成するために必要な事。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、青島第七自治会(通称・志太自治会)と称し、事務所を藤枝市志太三丁目9番24号、志太公民館内に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、藤枝市志太一丁目から五丁目までの区域並びに瀬古一丁目1番、青木二丁目18番及び青木二丁目1512番地の2の区域とする。

2 前項の区域内に別に定める町内会を、各町内会の区域内に別に定める組を置く。

3 前項の町内会及び組の区域は、別に定める。

(組織)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、別に定める委員会を設ける。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人、法人及び団体で本会に入会しようとする者は、別に定める構成員名簿(入会申込書)を町内会長を経由して会長に提出しなければならない。

2 地域内にある施設が地域に影響を与える場合には、本会と協議して賛助会員になるものとする。

3 本会は、第1項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人(町内会長が兼ねることができる。)

(3) 会計 1人

(4) 書記 1人

(5) 町内会長 5人(町内会自主防災会会長及び保健委員を兼ねる。)

(6) 協議委員 15人(防災安全委員は地域防災指導員を、環境衛生委員は、市環自協委員及び環境美化推進委員を兼ねることができる。)

(7) 組長 各組に1人

(8) 監事 2乃至3人(25.5.12改正)

(役員を選任)

第10条 役員は、役員会から選出された委員により構成される役員選考委員会において推薦し、総会において決定する。

2 前項の規定に拘わらず、町内会長及び協議委員は各町内会毎に推薦し、組長は、各組の会員により推薦・選出する。

3 監事は、会長、副会長及びその他の役員(組長を除く)を相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納その他の会計事務を執行し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、本会関係の文書の作成及び保管、総会・役員会の記録の作成及び保管を

する。

- 5 町内会長は、会長及び副会長を補佐し、当該町内会を統括する。
- 6 協議委員は、町内会長を補佐し、第4条の規定に基づき別に定める各委員会の業務を担当する。
- 7 組長は、組内への連絡、組内世帯の把握、自治会費等の徴収及び文書の配布とりまとめ等を行う。
- 8 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に拘わらず、組長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、1世帯1名の会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度終了前2か月以内に予算総会を、決算終了後2か月以内に決算総会を開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第8項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示

して、開会の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

4 前項の規定に拘わらず、緊急議案の提出があったときは、議長は、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。(25.5.12 追加)

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、第 14 条に定める総会構成員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、第 14 条の規定に拘わらず、次項で定めるような一般事項を除く会の根幹にかかわる事項については、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

2 総会において議決すべき一般事項は、次のとおりとする。

(1) 会費決定に関する事項

(2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項

(3) 事業報告書、収支予算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項

(4) 自治会館の管理運営に関する事項

(5) その他前各号に類似した事項

(総会の書面表決等)

第 22 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審査事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の種類と構成)

第 24 条 役員会は、組長及び監事を除く役員で構成する定例役員会と、監事を除く全ての役員で構成する拡大役員会の 2 種類とする。

(定例役員会の機能)

第 25 条 定例役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(拡大役員会の機能)

第 26 条 拡大役員会は、定例役員会の決定事項の内、会員に対し周知徹底すべき事項を審議する。

(役員会の招集等)

第 27 条 定例役員会は、原則として毎月 1 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 会長は、役員 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に役員会を招集しなければならない。

3 拡大役員会は、必要な都度開催するものとする。

役員会の議長)

第 28 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第 29 条 役員会には、第 19 条(総会の定足数)、第 20 条(総会の議決)、第 22 条(総会の書面表決等)及び第 23 条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 活動に伴う収入
- (6) 資産から生ずる果実
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 32 条 本会の資産で第 30 条第 1 号に掲げるもののうち、総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(報酬及び費用弁償)

第 34 条 本会の役員に報酬を支給することができる。その支給基準及び支給額は別に定める。

2 役員及び会員に、会務遂行上必要な実費を支給することができる。

(退任慰労金)

第 35 条 本会の役員及び自警団員が退任したときは、退任慰労金を支給することができる。その支給基準及び支給額は別に定める。

(弔慰金及び見舞金)

第 36 条 本会の会員に対する弔慰金及び見舞金については、その支給対象及び支給額は別に定める。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、予算総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定に拘わらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 2 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 39 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、藤枝市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 41 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 43 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び

役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 44 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、定例役員会が別に定める。

(自警団)

第 45 条 自警団は、本会の区域に居住する住民が安心して生活できるよう、災害の防止対策及び啓蒙に努める。

2 団員は、本会の区域に居住する者の中から推薦又は選出し、会長が任命する。

附 則

- 1 この規約は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定に拘わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 39 条の規定に拘わらず、設立認可のあった日から平成 23 年 3 月 31 までとする。
- 4 この規約の施行に伴い、昭和 63 年 4 月 1 日施行の志太自治会(青島第七)規約を廃止する。
- 5 この規約に定められたものの他、必要な施行細則は別に定める。

附則

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

附則

この規約は、平成25年 5 月 12 日から施行する。

以上